

# 第183回

## 群馬県都市計画審議会

### 議事録

開催日時 平成30年3月27日(火)  
午後1時30分～午後2時40分  
場 所 群馬県議会庁舎3階 302会議室

## 第183回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成30年3月27日(火) 午後1時30分～午前2時40分
- 2 場 所 群馬県議会庁舎3階 302会議室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、堀越恒弘、齋藤利志子、小林 享、小山 洋  
泊 宏(代理 浜谷恒平)、浅川京子(代理 後藤勝治)  
大和 勲、本郷高明、森山享大
- 4 欠席委員 田中麻里、茂原荘一、久保田順一郎、高橋 正
- 5 事務局幹事出席者  
都市計画課 山口課長、林室長、岩崎次長、下田次長  
建 築 課 杉田次長
- 6 議案  
  
第1号議案 館林都市計画区域区分の変更(千代田工業団地南地区の決定)について  
  
第2号議案 藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について  
  
第3号議案 館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 7 議事概要 別紙のとおり

## 第183回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝山口課長)

大変お待たせいたしました。

ただ今から、第183回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の山口と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日、御出席をお願いいたしました委員の皆様は、15名でございますが、現在11名出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による「定足数2分の1以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていただきたいと思っております。

それでは、開会にあたりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

(議長＝丸山会長)

本日は、第183回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、年度末のお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が3件でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(山口課長)

それでは、これより「議事」に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願い申し上げます。

(丸山会長)

議案の説明は事務局からいたします。御了承を願います。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願いいたします。今回については、堀越委員と齋藤委員をお願いいたします。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

(岩崎次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

ただ今の御説明がありましたとおり、本日の議案については、公開にするという提案でございますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、傍聴を認めることとします。事務局は傍聴者を入場させてください。

(傍聴人入場)

(丸山会長)

ここで事務局から本日の傍聴者について御報告をお願いいたします。

(岩崎次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者はございません。報道関係者が2名でございます。

(丸山会長)

傍聴者の皆様には、先程事務局からお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守して下さい。「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場していただきます。

報道関係の方につきましては、ただいまから写真撮影を許可します。

それでは、ただいまから、議案の審議を行います。第1号議案「館林都市計画区域区分の変更(千代田工業団地南地区の決定)について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

(下田次長)

都市計画課の下田と申します。これから御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

第1号議案「館林都市計画区域区分の変更 千代田工業団地南地区の決定について」御説明いたします。お手元の議案書1ページとあわせて、スクリーンの図-1を御覧下さい。第1号議案は区域区分、いわゆる線引きの変更となります。

はじめに位置関係を御説明します。

図面上の緑色の線が東北自動車道、また青色の線が東毛広域幹線道路と国道122号であり、国道122号館林明和バイパスの事業中箇所を青色の点線で示しております。

今回、都市計画区域区分を変更する箇所は「変更区域」とお示ししております赤線で囲まれた区域で、東毛広域幹線道路から館林インターチェンジへと接続する昨日開通した国道122号館林明和バイパスに近接する既存工業団地に面した区域となります。この赤線で囲まれた区域12.1ヘクタールを千代田工業団地南地区として、新たに市街化区域に編入しようとするものです。

それではお手元の議案書 2 ページを御覧下さい。

議案書の御説明をいたします。

「館林都市計画区域区分を次のように変更する」、「1 市街化区域及び市街化調整区域の区分」、「計画図表示のとおり」とありますが、こちらは先ほどの変更区域を拡大して、後ほど御説明いたします。

「2 人口フレーム」ですが、市街化区域の拡大にあたっては、人口フレーム方式と言われる手法をとっており、市街化区域に收容する人口を都市計画に定めることとされています。

表の説明ですが、基準年となる平成 22 年の国勢調査時点では、東毛広域都市計画区域の市街化区域内人口は 34 万 1 千 9 百人でしたが、目標年次となる 10 年後（平成 32 年）の市街化区域内人口、いわゆる人口フレームは、32 万 4 千 1 百人に減少すると予測されています。

しかし一方で、現在の市街化区域内に居住可能な人口は、人口密度と居住可能な面積から 32 万 5 千 8 百人になると計算され、想定される市街化区域内人口の方が下回る結果となります。そのため、今回は想定される市街化区域内人口が全て市街化区域内に居住可能であるため、保留する人口を 0 千人としております。住宅地の拡大の場合、この「保留する人口」の範囲内で市街化区域の拡大を行うこととなりますが、今回は、工業用地の拡大なので変更はありません。

議案書 3 ページを御覧ください。理由が記してございます。こちらは変更区域を拡大した計画図にて御説明いたしますので、添付図面の図-2 計画図、又はスクリーンを御覧下さい。

赤線で囲まれた区域が、今回変更する区域でございます。北側が既存工業団地、南側が町道で囲まれた区域となっております。既存工業団地は、館林都市計画区域マスタープランにおいて、工業用地を拡張し、工業系の新市街地の形成を目指す産業拠点として位置付けられております。

今回、本区域において、民間開発による工業団地造成の実施が確実になったことから、市街化区域に編入するものとなります。

添付図面の図-3 参考図、又はスクリーンを御覧ください。土地利用計画を御説明いたします。

黄色で示した範囲を工業用地として 8.1 ヘクタール利用し、周辺に道路および北側に青色でお示した調整池、緑色でお示した公園を配置する計画としております。

添付図面の図-4 参考図、又はスクリーンを御覧ください。用途計画を御説明いたします。

本区域は、既存工業団地に、新たな工業団地を創出していくため、産業に特化した工業専用地域の指定が予定されております。容積率は 200%、建ぺい率は 50%と、周辺の工業専用地域と同様に指定される予定となっております。

なお、明和町内の既成市街地までつなげるため、本区域北側の一部が明和町の行政区域を含んでおります。

添付図面の図-5 参考資料、又はスクリーンを御覧ください。

ただいま御説明しました、第 1 号議案につきましては、今回の変更に伴い、都市計画の

原案を、住民意見を反映するため閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成30年2月13日から2月27日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

なお、千代田町及び明和町からは既に、今回の市街化区域編入について異存ない旨、回答をいただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました第1号議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(小林委員)

民間開発は1社ですか、それとも複数ですか。

(下田次長)

1社と聞いております。

(小林委員)

既存の千代田工業団地、明和工業団地について、既存の協定みたいなものはありますか。

工業団地の中で、例えば緑化協定を結んでいるとか、建築協定を結んでいるとか、そういう既存の規制誘導みたいなものはありますか。

(下田次長)

協定は聞いておりませんが、地区計画を定めまして、区域割が細かくなりすぎないようにするとか、調整池の治水対策とか、そういったものを今回定めるといふふうに向っております。

(小林委員)

千代田工業団地も明和工業団地も地区計画を定めて、基本的な面積などを決めているということですね。

(高田主任)

既存の工業団地については、特に協定のようなものは結んでおりません。これまで企業局なり、公的な開発でやってきておりますので、そういったものはありません。

今回、民間開発を想定しているこの区域につきましては、先程申し上げましたとおり、地区計画というもので、細かな区割りで開発をされないような形の制限を設けるといふようなことを想定しております。

(小林委員)

区画の分割化とかはできないというような方向を地区計画で定めるということですね。他に面積だとか、先程示された区画街路、非常にシンプルですが、これが今決まっている道路計画、区画街路ということですか。

(高田主任)

道路につきましては、これは想定です。

(小林委員)

なぜこのようなことを聞くかという、既存のところに規制があって、新しく加わる場所について、同じような縛りがあるのかどうかということを確認したかったんです。

それで、新しく民間1社でやるということになると、例えば、地区計画一人協定、一団地認定のような形で規制をかけることができますよね。建坪率と容積率は、既存のものと全く同じですか。

(下田次長)

はい、既存のものと同じ条件になっています。

(小林委員)

既存の工業団地の区画街路と比べると、道路の幅員が少し狭いのと、既存の明和と館林との境界部分の道路がよく分からないんですけれども。

明和と館林の、区画から入っている部分の関係が分からない。河川があるわけですね。そこだとか、新しく出来るところの道路とどうやって結びつけるのか。新しく開発されるところはどこからアプローチするのか。

(高田主任)

道路は、南北方向真ん中の道路がメインの道路になりまして、それがずっと工業団地の中を縦の方向に抜けております。

(小林委員)

そこに橋が架かる。

(高田主任)

既にもうありまして、少しそれをさらに広げるといふかたちで計画しています。

(小林委員)

分かりました。ありがとうございました。

(堀越委員)

図面の上方に業務用の水路が通っていますが、周りは当然水田ですね。水路は大丈夫

ですか。

(下田次長)

排水計画につきましては、今まで縦方向に延びていたのですけれども、下に団地ができますので、道路に沿ってこういった形でまわして、メイン道路の脇を排水路が通る計画となっています。

(堀越委員)

当然水利組合の了解はとってあると思いますが。

(下田次長)

はい。地元との調整をしながら、排水計画については計画をたてています。

(堀越委員)

水田は水が大事ですからね。分かりました。

(丸山会長)

特に質問もないようですので、御意見を伺いたいと思います。本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定をいたします。

続きまして、第2号議案「藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

(建築課・杉田次長)

建築課次長の杉田と申します。よろしく願いいたします。

第2号議案「藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」御説明いたします。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法で建築が制限されていますが、群馬県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないものと認めて特定行政庁が許可した場合は建築が可能となっております。本案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、許可申請がなされたもので、許可権者の特定行政庁である群馬県知事が本議会に付議し、御審議いただくものです。

お手元の議案書4ページを御覧ください。付議書の写しになります。議案書の5ページを御覧ください。付議案件の概要になります。

名称は、藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設。用途地域は、工業専用地域。申請者は、群馬県藤岡市中大塚952番地、神田窯業有限会社代表取締役神田和生。所在地は、



群馬県藤岡市中大塚字瀧前943他1筆。敷地面積は、2,781.83㎡。主な施設は、産業廃棄物処理施設。処理能力は、がれき類の破砕で1日当たり658.96トンの処理能力です。

申請者の神田窯業有限会社は、昭和47年に設立され、瓦の製造や屋根工事を行って参りましたが、現在では瓦の製造を止め、屋根工事や別会社として産業廃棄物の収集運搬処理、再生アスファルトの製造販売、舗装工事を主な事業としています。

現在、申請地の一部で行っております、アスファルトの破砕処理につきましては、平成26年3月の第168回都市計画審議会で御審議をいただき、都市計画上支障がないものとして、建築基準法第51条ただし書き許可を得て操業しています。破砕処理をしていますアスファルトは、高崎市や藤岡市など西毛地域を中心とした道路工事現場から排出されるものです。破砕処理事業の開始から4年になりますが、周辺住民とのトラブルもなく良好な関係を構築しているとのことでした。

今回の計画は、これまでのアスファルトに加えまして、建築物の解体工事で発生する屋根瓦やコンクリートがらを処理するために、破砕機を一機追加で設置して2次破砕を行う計画です。追加で破砕機を設置すると、既存の処理能力の1.5倍を超え、あらためて建築基準法第51条ただし書き許可の取得が必要なことから、本審議会に付議するものでございます。

それでは、議案添付図面に沿って御説明いたします。お手元の図6又はスクリーンを御覧ください。

こちらが藤岡の都市計画図になります。図面の右斜め上が北、中央の赤い部分が申請地になります。申請地は藤岡市役所から直線距離で約2.56kmの工業専用地域内に位置しています。申請地から最も近い小中学校は、580mの藤岡市立美土里小学校です。病院や診療所、保育所などの施設は近隣にはございません。

続きまして、お手元の図7、又はスクリーンを御覧ください。

こちらは、付近見取り図になります。図面の上が北、凡例を右側枠内に示しています。申請地に最も近い住宅との距離は約150mになります。申請地から300m以内に住宅が属する藤岡市中大塚の上郷地区の全世帯67世帯を対象に説明会を開催したところ、地元区長と35世帯に御出席をいただきまして、事業について御理解をいただいているところです。欠席された世帯には、地元区長からの回覧板により計画の概要を情報提供しています。廃棄物の搬入排出経路は、黄緑色で示しています。申請地の全面道路の市道3198号線から市道103号線を通行する計画です。いずれの道路も通学路の指定はなく、現在のルートから変更はありません。

お手元の図8、又はスクリーンを御覧ください。

こちらは配置図になります。図面の右が北で、配置図を中央に、その上に建築物の一覧表を下の枠内に凡例を示しています。敷地面積は2,781.83㎡で敷地境界を赤線で示しています。従前の敷地面積は1,154.88㎡でしたが、破砕処理する廃棄物の種類が増えストックヤードなどを確保する必要があることから、昨年12月19日付けで藤岡市から開発許可を得て、敷地を奥に約1,600㎡広げる計画です。出入り口を除く周囲には、破砕機の周辺には5.5mのフェンスをその他の部分には2mのフェンスを設置して、騒音や粉塵等の周辺への影響に配慮しています。

申請地は幅員9.2mから10.6mの市道3198号線に面しており、出入り口は1カ所です。既存建築物を青色で申請建築物を黄色で示しており、30.63㎡の既存建築物内には破碎処理能力が418.96トンの既存の破碎機が設置されています。16.92㎡の申請建築物内に新たに破碎処理能力240トンの2次破碎機を設置する計画です。黄緑色の破線で囲われましたエリアで破碎処理を行う計画です。破碎処理は建築物内に設置された破碎機で行い、集塵機や散水設備が整備されており、騒音や粉塵等周辺への影響に配慮しています。

搬入経路は赤い色の矢印で搬出経路は青色の矢印で示しています。雨水排路につきましては申請地一番奥のところまで浸透処理する計画です。

続きまして、お手元の図9、又はスクリーンを御覧ください。

こちらは処理工程詳細図になります。図面の右が北で右下に凡例、中央に拡大した配置図をその上に建築物とコンベアの立面図を示しています。

申請地内に1次保管された廃棄物は、ショベルカーに乗り、③の動線で④の1次破碎機に投入されます。2次破碎を行わない場合は、Aの場所に堆積されその後製品保管場所に1次保管します。2次破碎を行う場合は、1次破碎に続いてベルトコンベアで、⑤の2次破碎機に投入されます。コンベアによりふるいにかけて、B、C、Dの粒度ごと、粒の大きさごとに堆積され、その後製品保管場所で1次保管します。

続きまして、お手元の図10、又はスクリーンを御覧ください。

こちらは処理工程概略図になります。図の左から右へ産業廃棄物が搬入、製品化され、排出されるまでの工程を示しています。今回追加する破碎機は、2次破碎機として使用します。既存の破碎機を1次破碎機として使用し、2次破碎機での破碎は必ず1次破碎機を経由するため実質的な破碎処理量に変更はないとのことです。

お手元の図11、又はスクリーンを御覧ください。こちらは廃棄物処理施設の設置手続きの概要になります。

図左上の廃棄物処理法の手続きにつきましては、平成29年3月28日付けで事前協議が開始され、昨年11月24日に事前協議が終了しています。建築基準法の手続きにつきましては、中央の着色部分を御覧ください。2月28日に建築基準法第51条ただし書きに基づく許可申請がなされ、本日にいたっています。申請者の意向では、許可が得られた後、開発の完了検査や建築確認とその後の建築物の完了検査を経て、2次破碎機の稼働開始は6月頃を予定しているとのことです。スクリーンによる説明は以上となります。

続いて、都市計画上の支障の有無について補足説明をさせていただきます。計画施設は住宅の解体工事や道路工事などで発生します産業廃棄物を受け入れ、それらを破碎処理し再製品化するなど循環型社会の推進に貢献します、社会経済上も必要な施設です。

申請者は、平成26年より当地で産業廃棄物の破碎事業を行っておりまして、これまでトラブルはありません。また、地元区長と周辺住民に事業に対して御理解をいただいています。騒音や振動、臭気、大気汚染、水質汚濁等につきましては、生活環境影響調査書からいずれも法令規制内の計画であり、設備対策、公害防止対策が図られています。

以上のことから計画は適切であり、その敷地の位置が都市計画上支障のないものと判断し、本審議会に付議するものであります。説明は以上になります。よろしくお願いたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(小林委員)

大事な施設だというのは分かります。

1点、トタン囲いの高さが5.5mということで、平屋の棟の高さより若干高いぐらいの高さの非常にギラギラしたトタン板が5.5m、道路から130ぐらいの高さで見えるわけですね。中身は見えないということなんですが、そのギラギラしたトタン板の壁面がずっと見えているということに関して、少し見栄えという点で配慮していただけるとよろしいかなと思います。そういう意見があったということをお伝えできればと思います。

もう一点質問なんですけれども、処理能力、これはマックスですか。

(建築課・杉田次長)

そうです。機械のマックスで、実際の処理量としては130トン程度だと聞いています。

(小林委員)

ここで提示されている数字の根拠は。

(建築課・杉田次長)

計算式がございまして、それで一時間当たりの能力を出して、それに8掛けします。

稼働時間が8時間ですので、お昼休みの時間を1時間とって、8時から17時まで営業する、再処理するというので、8掛けした能力がこちらに書いてあります。

(小林委員)

常時この数値で、この計算値で稼働するわけではないわけですね。

(建築課・杉田次長)

機械のマックスの処理能力で、産廃の方の手続きをしなくてはならないということになっています。

(小林委員)

分かりました。

(「特になし」の声)

(丸山会長)

それでは、本案について、都市計画上の支障なしと決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

続きまして、第3号議案「館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(建築課・杉田次長)

それでは続きまして、第3号議案「館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」御説明いたします。

お手元の議案書6ページを御覧ください。付議書の写しになります。議案書7ページを御覧ください。諸議案件の概要になります。

名称は、館林都市区域内産業廃棄物処理施設。用途地域は、工業専用地域。申請者は、群馬県邑楽郡明和町大輪2580番地5 リムーヴ・テクノロジー株式会社代表取締役佐藤夏樹。所在地は、群馬県邑楽郡明和町大輪2580-3他1筆。敷地面積は、6,819.69㎡。主な施設は、産業廃棄物処理施設。処理能力は、廃プラスチック類の破碎で1日当たり73.0トン、木くずの破碎で1日当たり114.7トン、がれき類の破碎で1日当たり176.4トンの処理能力です。

申請者のリムーヴ・テクノロジー株式会社は、明和町の現所在地において平成13年に産業廃棄物収集運搬業を創業しています。平成15年からは、建築基準法第51条ただし書き許可のいらない範囲で、建築解体工事等で発生します廃プラスチック類と木くずの破碎処理を行っています。破碎処理事業を開始して15年になりますが、周辺住民とのトラブルもなく良好な関係を構築しているとのことです。

今回の計画は、既存の破碎機の老朽化による破碎処理能力の低下と顧客から要望されています、がれき類の破碎処理を新たに追加するため、破碎機を更新する計画です。更新する破碎機の1日当たりの処理量が、建築基準法第51条ただし書き許可を必要とする処理量であることから、本審議会に付議するものです。

それでは議案添付図面に沿って御説明いたします。お手元の図12、又はスクリーンを御覧ください。

こちらは、明和町の都市計画図になります。図面の上が北、中央の赤い部分が申請地になります。申請地は明和町役場から西に直線距離で約2.8kmの矢島大輪工業専用地域内に位置しています。申請地から最も近い小中学校は、約700mの明和町立西小学校になります。病院や診療所、保育所などの施設は近隣にはありません。

続きまして、お手元の図13、又はスクリーンを御覧ください。

こちらは付近見取り図になります。図面の上が北、凡例を右下枠内に周辺の工場名称を左下枠内に示しています。申請地から最も近い住宅は、南西側に直線距離で48mになります。申請地とその周囲100mの範囲に含まれます矢島区大輪区須賀区の各区長さんには、直接事業計画を御説明し御理解をいただいております。周辺3地区の約580世帯には、回覧板により事業計画の概要を情報提供しています。

廃棄物の搬入・搬出経路は、緑色の線で示しています。申請地の前面道路の町道19号線から町道66号線を通行する計画です。いずれの道路も通学路の指定はなく、現在のルートから変更はありません。

お手元の図14、又はスクリーンを御覧ください。こちらは配置図になります。図面の上が北で凡例を右上枠内に 左上に建築物の一覧表を示しています。

敷地面積は、6,819.69㎡で、敷地境界を赤線で示しています。黄緑色の部分は緑地帯で、出入り口を除く周囲にはフェンスを設置しています。

申請地は幅員6.6mの町道19号線に面しており、敷地内への出入り口は1カ所です。

既存建築物がA、B、C、D4棟ありまして、破砕機は黄色の既存建築物Cの工場内に設置されており、これを更新する計画です。

産業廃棄物の選別、処理前保管、破砕処理、処理後保管を全て工場内で行う計画です。

雨水排水処理については、雨水分離槽を経由して前面道路側溝へ放流しています。また、生活排水については、合併処理浄化槽で処理した後、浸透枡を経由して道路側溝へ放流しています。

お手元の図15、又はスクリーンを御覧ください。こちらは、動線図になります。図面の上が北、凡例を左下枠内に示しています。

持ち込まれる廃棄物は、①から⑥の順番で処理されます。搬入車両は、①の動線で台貫を経て工場に入場します。搬入車両は②の位置に廃棄物を荷下ろしします。その後重機で③の手選別ヤードに移動させ、分別した後重機で破砕機に投入します。破砕された廃棄物は④の位置に一時堆積されます。その後種類ごとに⑤に分別保管し、一定量蓄積後重機により搬出車両に積み込み台貫を経て⑥のルートで搬出する計画です。工場には集塵機や散水設備が設置されており、騒音や粉塵等周辺への影響にも配慮しています。

続きまして、お手元の図16、又はスクリーンを御覧ください。こちらは、処理工程図になります。図の左から右へ産業廃棄物が搬入破砕処理され、ボイラー燃料や路盤材などとして搬出されます。

お手元の図17、又はスクリーンを御覧ください。こちらは廃棄物処理施設の設置手続きの概要になります。

図の左上の廃棄物処理法の手続きについては、平成28年5月13日付けで事前協議が開始され、昨年9月1日に事前協議が終了しています。建築基準法の手続きにつきましては、中央の着色部分を御覧ください。2月21日に建築基準法第51条ただし書きに基づく許可申請がなされ本日にいたっています。申請者の意向では、許可が得られた後、5月から更新する破砕機を稼働させる計画です。スクリーンによる説明は以上になります。

続きまして、都市計画上の支障の有無につきまして補足説明をさせていただきます。

計画施設は、解体工事で発生します産業廃棄物を受け入れ、それらを破砕処理し再製品化するなど循環型社会の推進に貢献する社会経済上必要な施設です。申請者は平成15年より当地で産業廃棄物の破砕事業を行っておりまして、これまでトラブル等はありません。また、地元区長と周辺住民には事業に対して御理解をいただいているところです。

騒音や振動、臭気、大気汚染、水質汚濁等につきましては、生活環境影響調査書からいずれも法令規制内の計画であり、設備対策、公害防止対策が図られています。以上のことから、計画は適切であり、この敷地位置が都市計画上支障のないものと判断し、本審議会

に付議するものです。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(小林委員)

図15の6.6mの町道と4.8mの町道が交わるT字路のところなんですけれど、隅切りはないんですか。

(建築課・杉田次長)

ちょっと見づらいのですが、こちらに進入禁止のマークがございますね。搬出入車両はこちらには行かないということで町と協定書を結んでおりまして、こちらはほとんど大型の通過交通がないということです。

(小林委員)

例えば、町道に入るところの左折だとか、北上してきた道路が右折するというその部分は考慮しなくても大丈夫ということですか。

(建築課・杉田次長)

大丈夫です。

(小林委員)

隅切りは必要ないということですね。分かりました。

(「特になし」の声)

(丸山会長)

それでは、本案について、都市計画上の支障なしと決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

以上で、本日の審議は終了いたしました。

報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。

静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人退場)

(丸山会長)

では最後に「3 その他」ですが、事務局から何かありますか。

(山口課長)

ここで委員の皆様、現在県で策定している「群馬県交通まちづくり戦略」につきまして、御説明させていただきたいと思います。

(丸山会長)

それでは、「群馬県交通まちづくり戦略」について、事務局から説明をお願いします。

(下田次長)

それでは、「群馬県交通まちづくり戦略」について、概要を説明いたします。お手元のA3横置き資料の1ページを御覧下さい。

この「交通まちづくり戦略」とは、平成24年に策定した「ぐんま“まちづくり”ビジョン」の理念である「まちのまとまり」を維持し公共交通でつなぐ、つまり、交通と土地利用を一体的に考える計画となっております。本戦略は、このビジョンを実現するための実行計画という位置づけになります。戦略の期間は20年後の平成49年度までとし、5年以内に取り組み短期施策と、概ね5～20年で取り組む中長期施策を定めています。

中段の戦略策定の背景ですが、平成20年代に整備強化が図られた、いわゆる「7つの交通軸構想」の推進の結果、自動車を移動手段とする基盤は整いつつあります。

ただし、今後の人口減少と高齢化により、将来、高齢者や学生などの自動車を使えない県民の移動手段がなくなっていくことが懸念されており、本戦略におきましては、これを課題の中心に据え、県民の多様な移動手段の確保に向けて、「自動車以外の移動手段」も選択できる社会の実現を目指していこうとするものです。

2ページは、この概念を模式的に示したものとなります。

さて、第176回と180回の都市計画審議会でも御報告申し上げましたが、本戦略は平成27年から28年に実施した「群馬県パーソナリティ調査」における、実際の人の動きを分析して策定しております。その分析結果をご紹介しますながら、群馬県民の移動の現状を御説明いたします。

3ページを御覧下さい。まず、高齢者の外出状況についてですが、自動車保有の高齢者に比べ、自動車を持たない高齢者の方が30ポイント以上も外出率が低いことが分かりました。自動車を持たない高齢者の方は、2人に1人以上が、家の外に出かけないということになります。

次に高齢者の移動手段です。自動車を持っている高齢者は自分で運転して移動する人が75%となっています。クルマを持たない高齢者は、半分程度は自転車や徒歩で移動しますが、もう半分は送迎に頼っている状況です。もちろん、お身体が不自由で送迎に頼らざるを得ない場合もありますが、やむを得ず、送迎に頼っている場合も少なくないと推察されます。

次に高校生の移動実態についてです。右側のグラフ高校までの代表交通手段に示すとお

り、県北部地域の高校生の2割が、直接高校まで送迎され、駅までのアクセス手段に示すとおり、主に鉄道を使う高校生の7割が、駅までの送迎に頼っているということが分かりました。

4ページを御覧ください。県内のバス路線網です。ネットワークが広範囲に広がっているのが見て取れますが、前橋・高崎周辺を除いて、その9割が1時間に1本未満、青のラインで示すとおりであり、地域の暮らしに見合った運行頻度となっていない状況であることが分かりました。

5ページをお開き下さい。改めて、公共交通の利用実態について御説明いたします。

一番上の帯グラフのとおり、代表交通手段の構成比は、自動車が圧倒的で77.9%、鉄道が2.5%、バスが0.3%と、公共交通は2.8%に止まるという結果になりました。また、年間を通じた利用の有無では、鉄道で59.3%、バスで85%という多くの人が、年間を通じて一度もこれらを利用しないと回答しています。

左下円グラフに示すとおり、乗換のない単一路線での鉄道利用が、全体の8割弱を占めており、群馬県民の乗り換えに対する抵抗感が窺えます。

右下に示す群馬県地図は、20年後の鉄道利用者の増減率です。県内の鉄道網が着色されていますが、濃い紺色になるほど、減少率が高いことを示しています。今後の少子化の影響で、通学利用が大幅に減少することから、北部地域全般や鉄道の末端区間で、60%以上の減少となっており、今後の鉄道経営の存続が困難になることや、高齢者や高校生にとっては、移動が困難になることが懸念されます。

6ページを御覧ください。これらの主因とされる「まちの拡散による公共交通の非効率化」についてまとめてあります。右上のグラフは、目的別に人の活動場所を表していますが、拠点と呼ばれる市街地には、全ての人の動きの2割程度しか集まっておらず、人の移動の大半が、郊外部で行われていることがわかりました。

次に7ページをお開き下さい。自動車利用に対する県民意識について整理してあります。

代表交通手段構成比に示すとおり、自動車の分担率は77.9%で、37年前の1978年の1.7倍に増えました。また、その右側の帯グラフは、距離別の交通手段で、100m未満の移動でも、26.9%、つまり4人に1人が自動車を利用していることがわかりました。このようなデータからも、過度に自動車に依存した生活を送っていることが窺えます。

ここまで、自動車の利用が巨大になってしまうのは、都市の構造だけでなく、公共交通利用による健康増進や医療費削減についてのメリットや、将来の行政コストを抑制できる効果が、県民の間にまだまだ根付いていないことも大きいと思われれます。

8ページを御覧ください。人口減少への対応となります。

他の調査からの引用になりますが、転居先の適地としては、やはり公共交通を利用しやすい地域を希望する人たちの存在が認められ、また、群馬県から出た若年女性が群馬に戻りたくない理由のトップに「公共交通が不便」という回答が挙げられるなど、公共交通が不便であることで若年層を呼び戻す機会を逃しかねない状況となっています。

また、一般企業も、特に支店機能や営業所機能を置く条件としては、交通利便性を最重要視していることがわかりました。

9ページをお開き下さい。以上の分析結果を踏まえ、本戦略における群馬県が目指す方



向性について御説明いたします。

中心課題である「自動車を使えない県民の移動手段がなくなっていく」ことに対し、群馬県として、今後の3つのシナリオを想定しております。

一つ目はこのまま特に何も策を講じない「現状趨勢型」ですが、これを表の一番左の行に記載しました。表の真ん中は交通施策だけを行う「公共交通維持型」、一番右が土地利用施策と交通施策を一体的に行う「交通まちづくり型」です。

結論から申し上げますと、群馬県として、この「交通まちづくり型」を目指すこととします。「交通」や「まちのにぎわい」、「移動のしやすさ」、「行政コスト」など、全ての項目で良好な評価を得ており、下段に記しましたとおり、県内10箇所で開催したオープンハウスにおいて、約600件余りの県民の方から御意見を聴取し、この方向性がおおむね妥当であるとの回答を頂戴したところです。

10ページを御覧ください。本戦略の基本方針について御説明します。実際の人の動きを分析して5つの課題を抽出したところですが、この課題を解決するため、3つの基本方針を掲げました。

まず一つ目が「地域的な暮らしの足の確保」、二つ目が「基幹公共交通軸の強化・快適化」です。この二つは交通施策の大方針となります。そして、三つ目は「まちのまとまりの形成」で、土地利用施策の大方針となります。これらの3つの基本方針のもと、諸施策を推進することにより、「自動車以外の移動手段」も選択できる社会を目指すものです。

さて、下段の三角形の絵は、公共交通ネットワーク改善の方向性のイメージです。左側の三角形は、左半分が道路ネットワークの各階層を表し、下にある市町村道から、県道、国道、高速道路に向かってネットワークが組み立てられている状況を示しています。右半分の青い三角形は、現在の本県における公共交通ネットワークを示しています。これらも、一番下のコミュニティバスなどから始まり、路線バス、鉄道、そして新幹線まで階層化がなされていますが、継ぎ目が断裂しており、スムーズにつながっていない状況です。また、公共交通の便数も少なく、細長い三角形となってしまうています。

これを、右側の、形の整った三角形に変えていく、つまり、継ぎ目を改善しながら、公共交通のネットワークを強化していく。これが、本県における公共交通ネットワークを改善していく方向性のイメージです。

続いて、11ページをお開き下さい。只今ご説明したイメージを、群馬県地図に落とし込んだものです。群馬県は概ね、6つの生活圏から成り立っております。その中を貫く緑色の太い破線は新幹線を示し、これに、濃い青と薄い青色で示した鉄道とバスが接続しています。この接続部に白い四角が配置されておりますが、これが駅などの「乗り換えポイント」になります。

下半分は、さらに、県南部を拡大したものです。現在の前橋駅と中央前橋駅のような、近接しながらもつながっていない駅や、高崎駅のJR線と上信電鉄、あるいは、伊勢崎駅といった乗り換えのしにくい駅を、乗り換えポイントとして整備してゆくことを示しております。

12ページ、さきほど御説明した3つの基本方針に基づく具体的な個別施策群となります。緑色とオレンジ色の背景色が主に交通施策を、青色が土地利用施策を示しております。それぞれの施策を概ね5年以内に取り組むべき短期施策と、5～20年で取り組む中長期

施策に整理して示しております。例えば、この30年度からは、戦略2-1にあるパークアンドライド駐車場整備などの整備に向け、短期施策を交通政策課を中心に推進していく予定です。

13ページをお開き下さい。只今御説明した個別施策群の展開イメージです。色々な年齢層や様々な立場の方々のライフスタイルを例示しながら、群馬県民の将来の生活が、多様な移動手段がしっかり確保された状況であるイメージを掲げてございます。

14ページを御覧ください。地域の実情を踏まえ、鉄道路線毎に、アクションプログラムを策定し、一体的な施策の推進を行っていく予定です。個別施策群の中で例示した「パークアンドライド駐車場」をはじめ、「駅前広場」等のハード整備については、短期的な効果発現が目的となりますので、あくまで、簡易的で暫定的な整備を主眼としております。

最後に、進捗管理体制となりますが、基本目標と個別指標として数字を掲げて、毎年進捗状況を検証しながら管理して参ります。

戦略の基本目標は、公共交通機関利用者数としました。平成28年度の6,181万人を20年後にも維持することを掲げます。

また、3つの基本方針に対応した3つの指標は御覧の通りです。

本戦略は、平成30年第1回県議会に付託し、可決されました。今年度中に「群馬県交通まちづくり戦略」として公表します。

長時間になりましたが、以上で説明を終わります。

(丸山会長)

「群馬県交通まちづくり戦略」について事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御質問はありますか。

(小山委員)

交通手段ということなんですけれども、自転車の視点がない。

県の方ではサイクリングネットワークの構築という計画もあったかなと思いますが、中途半端で、買い物に行くときに、自転車で行くのが非常に危険であるということになると、車に頼らざるを得ないので、自転車の視点をあげていただきたい。

もう1点は、地域の視点がない。コミュニティバスとかそういうことは書かれているんですけれども、それ自体が活性化してみんなで住みやすい社会を作っていくという視点がない。

地域包括ケアシステムの構築ということで、介護が必要な方々を地域でどういうふうに見守っていくかということで、地域自身で介護しあってどう支え合っていくかという構築を進めているわけですが、交通手段について言うと、みんなで公民館に集まって、買い物をする足がない人の為に、他の人が自分の車で連れて行ってあげるというような、自助努力といいますか、そういう活動も始まっているので、そういったことも支援していけるような、コミュニティ自体を活性化していけるようなシステムにしていけたらと思います。

(下田次長)

今の御質問に対して、補足で説明させていただきます。今回お配りさせていただきましたのが、概要版ということで、交通まちづくり戦略を概要としてとりまとめたものになっております。実際は、今年度中で公表させていただきます、交通まちづくり戦略というものにつきましても、全体が150ページ弱ということで、かなり厚いものになっております。

今、御指摘のございました自転車に関する視点につきましても、この交通まちづくり戦略を策定する中で御意見が出されまして、概要版の中では示していないのですが、自転車の活用についても、本編の中では触れさせていただいております。

地域の活性化等についてですが、交通まちづくり戦略の中で全てを盛り込むということではできていないのですが、今後まちのまとまりを作っていくという中で、そういったまちのまとまりを作りながら、まちの活性化といいますか、どんな機能をまちのまとまりの中に提起していくかということも、今後進めていきたいと考えております。

(小山委員)

県がやられていることを、県の方もちゃんと知って、それをいかに組み合わせていったら有効な手段になるかということを考えていただければと思います。

(下田次長)

ありがとうございます。

(丸山会長)

大変難しいいろいろな問題があって、必ずしも住民のみなさんが考える事が同じだとはかぎらないので、その辺をどうやってみ上げて作っていくか。かなり大規模な社会改革のような、そういうお話を今日はお伺いしたということですのでよろしいでしょうか。

その他に何かありますか。

(山口課長)

次回、第184回の審議会の開催についてでございますが、通例によりますと、平成30年第2回定例県議会後、6月頃の開催を予定しております。

具体的には、会長に御相談して期日を決定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本審議会の委員を3期12年間務めていただきました原田委員におかれましては、本日をもちまして委員を退任されることとなりました。長きにわたりまして、本県都市計画行政の推進に御尽力賜りましたことを、ここに感謝申し上げます。

(丸山会長)

原田委員、長い間大変お世話になりました。今後の原田委員のますますの御活躍をお祈り申し上げます。

さて、次回の日程についてはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

それでは、近くになりましたら、また御連絡したいと思います。  
委員の皆様には、熱心な御審議をいただきまして、ありがとうございました。  
これをもちまして閉会といたします。

(閉会：14：40)

(議事録署名人)

-----

-----

-----